

2012年5月31日

News Release
報道関係者各位

災害時の広域支援を視野に 福祉施設助け合いネットワークが発足

特養など12法人29施設が加盟登録 いまも加盟登録施設を募集しています

このたび、福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク（略称：福祉施設助け合いネットワーク）を結成、発足いたしました。現在、11法人27施設が加盟登録しており、ネットワークをもう少し広げるため趣旨に賛同し加盟してくれる福祉施設を募集しています。

1. こぢんまりとした顔の見えるネットワーク

大きなネットワークではなく、こぢんまりとしていて災害時に機動的に動くことができる顔の見えるネットワークを目指しています。

2. 広域の助け合い

特定の地域のネットワークでは、大きな災害時にはお互いに被災してしまい、役に立たないことから、全国の福祉施設でネットワークを構成しています。

3. 物資は3日分を各自が備える！支援要請を受けたら3日以内に届ける！

加盟登録施設は、その施設の運営に必要な物資を3日分、非常備蓄しておくこととしています。被災して支援を要請したら、3日以内に、仲間の施設が物資の提供や、職員を派遣します。

ネットワーク概要

名称	福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク 代表 上田正治	
本部事務局	社会福祉法人丹後福社会（京都府）内 事務局長 上田正治	
東日本圏域事務局	社会福祉法人福祉楽団（千葉県）内 事務局長 飯田大輔	
西日本圏域事務局	社会福祉法人丹後福社会（京都府）内 事務局長 上田正治	
設立	2012年3月1日	
加盟法人数	12法人（5月31日現在）	
登録施設数	29施設（5月31日現在）	
	都道府県名	登録施設数
	千葉県	8
	埼玉県	1
	神奈川県	4
	愛知県	3
	京都府	8
	大阪府	4
	奈良県	1

この報道発表に関するお問合せ先

社会福祉法人 福祉楽団 経営管理本部 担当 飯田大輔・古戸智恵

〒287-0102 千葉県香取市岩部 869-60

TEL 0478-70-5757 FAX0478-70-5858 E-Mail daisuke@gakudan.org

URL <http://www.gakudan.org>

福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク 設立趣意書

東日本大震災は、福祉施設にも大きな被害をもたらしました。その厳しい経験が、私たち福祉関係者に教えてくれたものは、災害時に施設のご利用者や、地域の虚弱な人々を守ることの困難さです。

ライフラインが止まり、物流も止まる中で、個々の施設が独力で出来ることは非常に限られています。食料ひとつとってみても、これまではご利用者分を3日間というところが大半だったと思います。しかし、今回の被災施設の体験は、職員や避難して来られる地域の方の分まで含めて、1週間分が必要だとのことで、これを実際に確保し続けるのは大変なことです。しかも紙おむつ等の消耗品や燃料まで、さらにスタッフの確保までとなると、どうしても外部からの早々の支援が必要になります。

一方、被災地以外の施設にとっては、「支援したい」という思いはあっても、どこに行き、何を行えばよいのかわからない状況になります。的確な支援のためには、被災地や、その周辺で、支援を行うためのコーディネーターやその拠点となる基地が必要で、全国の施設や介護ボランティアとここを目指して来ればよいことになります。

私たちは、平時から災害時に備えてネットワークを組み、いざというとき速やかな助け合いができるような体制を整え、被災時にも各施設のご利用者を守るだけでなく、地域の虚弱な方々を守っていきたいと考えています。

私たちのネットワーク加入の法人は、災害が起きても3日間は独自で持ちこたえられるよう各施設で地域の方の避難の分まで備蓄をしておきます。そして、災害が発生した時は、速やかにその備蓄品を提供し助け合います。また、被災地や周辺地域にある施設は施設の一部を提供し、応援スタッフや必要物資の適切な配分、調整、輸送のための基地として使えるようにしておきます。

さらに、広いエリアに数ヶ所も施設をもっている規模の大きな法人ならば、被災した施設からの利用者を一時的に避難させることも可能ですが、小さな法人や1施設1法人のようなところではそうした初動がとりにくくなります。小規模施設もネットワークの一員として加わっていただくことで、まず近くの被害の少ない施設に避難する、そこは受け入れを拒むことなく他のネットワーク施設からの応援を信じて受け入れを行うことを原則とするなど、ご利用者の避難についても役立てていきたいと思えます。

有効な災害時の備えにするためには、一定の圏域でのネットワークを構築し、それを全国ネットとつなげていくことが必要ですが、まず、ネットワークの立ち上げを優先し、参加施設数が増えた段階で、地域ごとの圏域を増やしていきたいと思えます。また、運営方法も今後、必要に応じて検討していきたいと思えます。

当ネットワークは助け合いが基本であり、支援の物資も支援を受ける側の買い上げを原則としたり、いざという時の支援を行うなどの義務も生じます。しかし、私たちは、お互いが行動し助け合うということを信じ、そうした信頼関係を礎とした助け合いネットワークを構築したいと決意し、ここに福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワークを設立いたします。

2012年3月1日

設立呼びかけ人 代表 上田 正治

設立呼びかけ人

飯田 大輔	千葉県	社会福祉法人福祉楽団 経営管理本部 本部長 ※東日本圏域事務局
池田 徹	千葉県	社会福祉法人生活クラブ 理事長
稲生 弘美	京都府	社会福祉法人あしぎぬ福祉会 満寿園 施設長
上田 賢	京都府	社会福祉法人丹後大宮福祉会 おおみや苑 施設長
上田 正治	京都府	社会福祉法人丹後福祉会 丹後園 施設長 ※全国ネット事務局、西日本事務局
大國 康夫	奈良県	社会福祉法人協同福祉会 常務理事 あすなら苑 苑長
小原 彰紀	京都府	社会福祉法人五十鈴会 五十鈴荘 施設長
菅原 哲雄	愛媛県	社会福祉法人砥部寿会 砥部オレンジ荘 施設長
土居 正志	京都府	社会福祉法人与謝郡福祉会 虹ヶ丘 施設長
時田 佳代子	神奈川県	社会福祉法人小田原福祉会 潤生園 施設長
西岡 浩二	大阪府	社会福祉法人博愛社博愛の園 施設長
橋本 武也	京都府	社会福祉法人同和園常務理事 同和園 園長
日比野 浩之	愛知県	社会福祉法人成祥福祉会 岩崎あいの郷 施設長
福原 国裕	兵庫県	兵庫県宅老所・グループホーム・グループハウス連絡会 事務局長
松尾 智志	奈良県	社会福祉法人南都栄寿会 西ノ京苑 施設長
吉岡 年光	京都府	社会福祉法人はしうど福祉会 いちがお園 施設長
力根 秀樹	千葉県	社会福祉法人国寿会 水都苑 施設長

(50 音順)

福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク協定書

福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク（以下、当ネットワークという。）に加盟する法人は非常災害時等における協力体制を確保するため以下のとおり協定を結ぶ。

- 1 . 加盟法人は、全国ネットワークと、圏域ネットワークを組織する。

区分	担当するエリア	
全国ネットワーク	西日本圏域ネットワーク	沖縄、九州、中国、四国、関西及び、中部、北陸地方のうち富山、石川、岐阜、愛知
	東日本圏域ネットワーク	北海道、東北、関東及び、中部、北陸地方のうち、山梨、長野、新潟、静岡

- 2 . 当ネットワークは、本部事務局のほか、圏域ネットワークごとに圏域事務局を置く。圏域事務局は、担当するエリアについて情報収集や、加盟施設の取りまとめを行う。当ネットワークの運営は加盟施設の合議により行う。
- 3 . 当ネットワークへの加盟は法人を単位として行う。ただし、特別の事情がある場合で、本部事務局及び、圏域事務局が認めるときはこの限りでない。また、加盟は圏域事務局の推薦を必要とし、別に定める加盟申込書により行う。なお、非常時の体制が弱くなりがちな小規模施設の加盟を妨げない。
- 4 . 当ネットワークの運営に必要な事務の経費は、本部及び圏域事務局を設置する法人が負担する。ただし、加盟施設の増加等により運営体制を拡充させることが必要になったときは、加盟法人により協議するものとする。
- 5 . 当ネットワークに加盟する法人及び、その法人が設置する施設名の所在地、連絡先等について記載された名簿を年 1 回配信する。
- 6 . 加盟法人は、その設置する施設ごとに食料 3 日分のほか、紙おむつ等の介護用品を非常備蓄品として確保しておくものとする。ただし、乾パン等、消費期限の長い非常食は 3 日を超えて施設ごとに確保しておくものとする。
- 7 . 加盟法人は、平時から相互に情報交換など積極的な連携をするものとする。また、非常災害が発生したときは、本部事務局や圏域事務局の指示を待つのではなく、信義誠実の原則のもと、すべての加盟法人が主体的な態度で非常事態に臨むものとする。
- 8 . 非常災害が発生し支援が必要な加盟法人は、圏域事務局に支援を要請する。圏域事務局の調整のもと支援を要請された加盟法人は、指定された施設に 3 日以内に非常備蓄品を届けるものとする。ただし、加盟法人と連絡がとれない場合や、客観的事実から被災しているであろうと圏域事務局が判断した場合は、加盟法人からの要請がなくとも支援することを妨げない。
- 9 . 大規模災害等の場合は、被災した圏域の中で、被害の少ない加盟法人の施設がある場合は、当ネットワークは、支援物資の輸送やボランティア等の拠点等として利用できる。
- 10 . 圏域事務局又は、本部を設置する法人が被災し、事務局が機能しないときは、ほかの圏域の事務局又は加盟法人が、その役を負う。
- 11 . 非常備蓄品は、原則として支援を要請した法人の買い取りとし、届けるための経費については届ける法人の負担とする。
- 12 . この協定書は加盟法人ごとに 3 通作成するものとし、本部事務局、所属する圏域事務局、加盟法人の 3 者が交わすことにより、すべての加盟法人と協定が結ばれたものとみなす。なお、この協定を解除しようとするときは、加盟法人は所属する圏域事務局にその旨を申し出るものとする。

締結日 2012 年 月 日

福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク
本部事務局（設置法人 社会福祉法人丹後福祉会） 印

福祉施設非常備蓄品等助け合いネットワーク
東日本圏域事務局（設置法人 社会福祉法人福祉楽団） 印

加盟法人
所在地
法人名
代表者名

印